(介護予防) 短期入所生活介護重要事項説明書

1　施設の概要

（1）提供できるサービスの種類

施設名称	（介護予防）短期入所生活介護 「ボニュール根上苑」
所在地	石川県能美市下ノ江町イ 201 番地 1
電話番号	0761 - 56 - 0096
ＦＡＸ	0761 - 56 - 0097
代表者氏名	理事長　　清水　敏邦
介護保険指定番号	(介護予防) 短期入所生活介護 (1772300040)

（2）（介護予防）短期入所生活介護サービスの目的と運営方針

＜目的＞

（介護予防）短期入所生活介護サービスは、利用者の有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持を図り、同時に利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますのでご理解頂いた上でご利用下さい。

＜運営方針＞

①施設は利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、居宅サービス計画に基づき、利用前、利用後の生活が連続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立した日常生活を営むことが出来るように援助を行います。

②施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業

者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図りサービスの提供に努めます。

（3）施設の職員体制

職種	常勤	非常勤	業務内容
理事長	１名		全施設の業務を繋ぎ統括します。
施設管理者	１名		当該施設の業務管理を一元的に行います。
生活相談員	１名以上		利用者の生活相談、提供サービスの企画を行います。
介護支援専門員	１名		短期入所生活介護サービス計画を提供いたします。
管理栄養士・栄養士	１名以上		食事業務全般と利用者の栄養改善指導等を行います。
看護職員	４名以上		診療の補助、利用者の健康管理を行います。
介護職員	30 名以上	１名以上	利用者の日常生活の介助、援助等を行います。
機能訓練指導員	１名以上		機能の改善、減退防止の指導訓練を行います。
医師(嘱託医含)	１名	１名	利用者の健康管理及び療養上の指導を行います。
事務職員	２名以上		庶務･労務及び会計事務等を行います。

上記人員には介護老人福祉施設配置人員を含みます。

（4）同施設の設備概要

定　　員	介護老人福祉施設　　100 名		医務室	１室
	空所型短期入所生活介護　　10 名		食　堂	各ユニット１室
居　　室	個室　90 室	短期入所　10 名	浴　室	各フロア　５室

※当施設では、利用される方皆様のプライバシーに配慮して、全個室対応をしています。

※利用者の状態に応じて特殊機械入浴設備等があります。

2　サービスの内容

（1）（介護予防）短期入所生活介護サービス計画（サービス計画）の立案

概ね４日以上に渡り継続して入所することが予定される利用者については、利用の意

向を踏まえた上で、（介護予防）短期入所生活介護サービスの目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ（介護予防）短期入所生活介護計画を作成します。

（2）食事の提供

① 食事は、管理栄養士による献立により、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとします。利用者の自立支援のために各ユニットの食堂にて食事を介護職員もまじえながら食事をしていただきます。

② 利用者の身体の状況または病状のため、常食を提供することに無理がある場合には、医師の指示によって特別食を提供することができます。（但し、事前に医師の発行する食事指示箋が必要となります。）

① 食事の時間について

朝食：午前　8時00分頃～午前9時00分頃　おやつ：午後2時30分頃～午後3時30分頃

昼食：午前 11時45分頃～午後1時00分頃

夕食：午後　5時15分頃～午後6時30分頃

② 予めご連絡をいただく場合は、衛生上または管理上許可可能な一定時間、食事の取り置きをすることができます。

③ 予め欠食の旨のご連絡をいただいた場合には、食事の提供をしなくてよいものといたします。

（3）入浴

利用者が身体の清潔を維持し精神的に快適な生活を営むことができるよう利用者に入浴の機会を確保します。ただし、利用者に傷病や、伝染性疾患の疑いあるなど、医師より入浴が適当でないと判断する場合には行わないことがあります。

寝たきりの方に関しては特殊機械浴があります。

（4）介護

（介護予防）短期入所生活介護サービスに沿って下記の介護を行います。（着替え・排泄・食事等の介助・オムツ交換・体位交換・シーツ交換・施設内の移動等の付き添

い等）

（5）機能訓練

利用者の希望と意欲に沿って計画に基づいて継続的に訓練いたします。

（6）生活相談

常勤の生活相談員は、介護以外の日常生活に関することも含め相談に応じるとともに、利用者からの諸情報（医師の診断書等）を事前に把握することにより、必要な助言その他の援助を行います。

（７）健康管理（栄養改善等含）

常勤医師（嘱託医含）・看護職員・管理栄養士等は、常に利用者の健康管理に留意し、日常生活における健康保持のために、栄養ケア・マネジメントを多職種協働にて行う等、個々のケースに対応して適切な措置をとるとともに、相談にも応じます。

（8）所持品の管理

各居室の床頭台やロッカー等に所持品を保管できます。なお、保管スペースには限りがありますのでご了承ください。

（9）レクリエーション

当施設では、ユニットもしくは施設全体で誕生会や季節等の行事の企画を行います。行事によっては別途参加費等がかかる企画もあります。

3 利用料金

（1）介護保険の給付対象となるサービス

①施設利用料金

別紙１参照

②施設基準加算

別紙２参照

（2）介護保険の給付対象とならないサービスに係る料金

別紙３参照

4　支払方法

（１）支払方法

費用は毎月 10 日以降に、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払い下さい。（1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用料金日数に基いて計算した金額とします。）但し、月末が土･日･祝日等で金融機関が営業日でない場合は、その前日迄とします。

事業所は、利用者から現金によるお支払いの場合はすべて領収書を発行いたします。但し、銀行振込の場合は、利用者の求めに応じて領収書を発行いたします。

※ 支払方法は、窓口現金払い･口座振替･銀行振込のお支払方法があり、契約の際にご選択ください。

5　利用の手続き

（1）利用手続き

施設に申込窓口がありますので、担当の介護支援専門員を通してお申し込み下さい。居室の空きがあれば利用いただけます。

（2）退居手続き

① 利用者の都合で退居される場合。

退居を希望するまでにお申し出ください。

② 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・利用者が介護保険施設に入所した場合。

・利用者が亡くなった場合。

・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護度区分が、非該当（自立）と認定された場合。

※この場合、所定の期間をもって退居していただくことになります。

③ 契約終了・解約

・利用者が、サービス利用料金の支払いを 60 日以上滞納し、料金を支払うよう通知したにもかかわらず支払いが行われない場合。

・利用者ご本人やご家族さまなどが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。

・ やむを得ない事情により当施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、7 日前までに文書で通知することにより、サービスの利用契約を終了させていただくことがあります。

なお、この場合、利用契約の予約は無効となります。

④ 居室の明渡し―精算―

契約終了後も居室の明け渡しが適わない場合等に、書面の契約終了日から実際に居室が明け渡された日までの期間に係る料金をご負担いただきます。

6 施設ご利用にあたっての留意事項

(1) 面会

① コロナウイルス等の感染症対策の為、その都度施設にお問い合わせください。

② 但し、緊急時等は時間外対応も可能ですので、利用者様・面会者様のお名前等をインターホンにてお知らせ下さい。

③ お手数ですが、ご訪問の際は、受付簿への記入をお願いします。

(2) 飲酒・喫煙

① 医師より特別な指示がないかぎり特に制限はありません。

② 世間一般的な常識の範囲内で、自己の責任においてお願いいたします。

③ 喫煙については、ご遠慮下さい。

(3) 設備・器具の利用

椅子・歩行器・老人車等につきましては、慣れたものを持参されることをお勧めしております。尚、施設内にもご用意がございます。

(4) 所持品の持ち込み

① テレビは、床頭台における大きさ（15 インチまで）を持ち込むことが可能です。この場合も、別途電気使用料が必要です。

② 冷蔵庫の持ち込みは、食中毒の予防上、利用者又は家族が管理できる場合に限ります。ユニットの方でも冷蔵庫は用意してあり、利用することもできます。

(5) ペット

利用者の中には抵抗力が弱っている方もおられますので、ご遠慮いただきます。

7　施設内での禁止事項

利用者は、施設内で次の行為を行わないでください。

① 喧嘩・口論・泥酔等で他人に迷惑をかけること。

② 政治活動・宗教・習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり他人を攻撃したりすること。

③ 指定した場所以外で火気を用いること。

④ 故意または無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれを施設外に持ち出すこと。

⑤ 原則として、苑内での利用者間での金銭･物品の貸し借りやプレゼント等。

8　緊急時の対応方法　別紙－1

利用中に容態の変化等があった場合、医師に連絡する等、必要な措置を講ずる他、状況に呼応して、ご家族の方に連絡いたします。（緊急連絡先は、契約書別紙―1の記載先）

9　事故発生時の対応

① サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者のご家族さま等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

② 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を2年間記録保存します。

③ サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。

10　非常災害時の対策

防火管理者　：　施設長

非常時の対応

① 別途定める「指定短期入所生活介護 ショートステイ ボニュール根上苑 消防対策マニュアル」にのっとり対応を行います。（尚、同マニュアルは特別養護老人ホームに設置してあるものと同様）

避難訓練及び防災設備

① 別途定める「指定短期入所生活介護 ショートステイ ボニュール根上苑 消防対策マニュアル」のっとり、年２回夜間及び昼間を想定した避難訓練を利用者の方も参加して行います。（尚、同マニュアルは特別養護老人ホームに設置してあるものと同様）

11 苦情の受付について

○ 苦情処理総括者　　：理事長

苦情処理責任者　　：施設長

相談窓口担当者　　：相談員

○ 受付時間

毎週月曜日～土曜日　　午前８時30分～午後５時30分

要望や苦情など、苦情相談担当者におよせいただいた場合、検討の上速やかに対応いたします。その他、施設内に備えられた「ご意見箱」をご利用ください。

○ 行政機関その他の苦情受付機関

・ 根上あんしん相談センター　　：石川県能美市大浜町ノ85番地
TEL　0761－55－5626
FAX　0761－55－5627

・ 能美市健康福祉部　　：石川県能美市来丸町1110番地
いきいき共生課介護保険室　　TEL　0761－58－2239
FAX　0761－58－2292

・　国民健康保険団体連合会　　：石川県金沢市幸町 12 番地 1 号
石川県幸町庁舎 4 階
TEL　076 - 261 - 5191 (代)
FAX　076－261－5148

12　第三者評価の実施について

実施状況：無